

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2023年3月号 (Vol.2)

I. 注目法令等の紹介

1. 台湾地区と大陸地区の人民関係条例の改正
2. 平均地権条例の改正
3. 知的財産案件審理法の改正
4. 気候変動対応法の全面改正、2023年再エネ調達価格及び算定方法の公表
5. タバコ害防止法の改正
6. 台湾版 CHIPS 法（産業創新条例の改正）

森・濱田松本法律事務所

弁護士 江口 拓哉
TEL. 06 6377 9402
takuya.eguchi@mhm-global.com

弁護士 鈴木 幹太
TEL. 03 6213 8118
kanta.suzuki@mhm-global.com

台湾弁護士 紀 鈞涵
TEL. 03 6266 8557
chunhan.chi@mhm-global.com

II. コラム

台湾におけるスクイーズアウトの実務

I. 注目法令等の紹介

1. 台湾地区と大陸地区の人民関係条例の改正

執筆担当：蘇 春維、井村 俊介

「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」¹が2022年6月8日に改正されました。その改正²の主な内容は以下のとおりです。

(1) 規制対象の明確化

大陸地区の営利事業者は、台湾当局の許可を得て、かつ台湾地区に支店等を設立しない限り、台湾で業務活動を行うことはできないこととされています。もともと、大陸地区の営利事業者が直接台湾地区において業務活動を行う場合にとどまらず、中国、台湾以外の第三地区において投資を行い、その投資先の第三地区の営利事業者（以下、「第三地区投資事業者³」）が台湾地区で業務活動を行う場合も上記規制の対象に含まれるという点について、法文上明確な規定を欠いていました。そこで、今回の改正では、大陸地区の営利事業者が直接台湾で業務活動を行う場合に加え、第三地区投資事業者が台湾内で業務活動を行う場合も規制対象とする旨、明記されました（条例40条の1第1項）。

なお、大陸地区の営利事業者は、台湾地区において子会社を設立して事業を行う

¹ 中国語「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」

² 施行日：2022年11月18日

³ 第三地区投資事業者とは、大陸地区の営利事業者が、中国、台湾以外の第三地区の法律に基づき設立した会社のうち、a.直接的又は間接的にその株式又は出資持分総額の30%以上を持つもの、又はb.支配力を持つものを指す（大陸地区の営利事業者又はその者が第三地区に投資する営利事業者による台湾の支店又は駐在所の設立に関する許可規則（中国語「大陸地區之營利事業或其於第三地區投資之營利事業在臺設立分公司或辦事處許可辦法」）3条）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

場合には、条例 73 条に基づいて、台湾当局の許可を得る必要があります。

(2) 処罰対象の拡大及び刑事責任の加重

①他人の名義を使用し、身元や資金源を隠匿するなどして台湾で投資行為を行った場合（条例 73 条 1 項違反）、②台湾当局の許可を得ずに台湾の補助者を通じて台湾で営業活動等を行った場合（条例 40 条の 1 第 1 項違反）、実行者の大陸地区の営利事業者とその第三地区投資事業者に加え、自らの名義を提供するなどして協力する補助者も処罰対象とし明記されました（条例 93 条の 1⁴、条例 93 条の 2⁵）。また、上記②の場合の刑事責任（条例 93 条の 2）が今回の改正で加重されました。

2. 平均地権条例の改正

執筆担当：蘇 春維、水本 真矢

台湾では、近年、不動産価格の上昇が深刻な問題となっています。そこで、投機的取引による不動産価格高騰の抑制と国民の居住に関する権利の確保を目的として、「平均地権条例」⁶（以下、「本条例」）の改正が 2023 年 2 月 8 日に公布されました⁷。今回の改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 住宅購入契約に関する転売制限

台湾では、造成工事完了前の住宅⁸や新築住宅⁹の買主が、売買契約を締結した後、価格を吊り上げて短期間に再び第三者に譲渡し、又は転売することが住宅価格高騰の原因の一つとなっている旨の指摘がありました。そこで、本条例では、新たに、造成工事完了前の住宅や新築住宅の買主は、一定の場合¹⁰を除き、売買契約締結後、売買契約（の買主の地位）を第三者に譲渡し、又は転売してはならず（条例 47 条の 4 第 1 項）、売主も、原則として上記の譲渡又は転売に同意又は協力してはならないとされました（本条例 47 条の 4 第 3 項）¹¹。

(2) 投機的行為に対する罰則の整備（2023 年 2 月 10 日施行）

本条例では、不動産価額の吊り上げ行為を防ぐため、新たに、①不実の情報の流

⁴ 12 万 NTD 以上 2,500 万 NTD 以下の過料に処され、且つ投資の停止、撤回、是正等を命じられる可能性があります。

⁵ 3 年以下の有期懲役、拘留又は 1,500 万 NTD 以下の罰金に処し、又はこれを併科します。

⁶ 中国語「平均地権條例」

⁷ 今回の改正内容のうち、本文(2)については、2023 年 2 月 10 日に施行されましたが、その他の改正内容については本レター配信日現在施行日は未定です。

⁸ 中国語「預售屋」

⁹ 使用許可は下りたものの、建物所有権初回登記手続（保存登記）（中国語「建物所有権第一次登記」）が完了していない住宅（本条例 47 条の 3 第 5 項）。

¹⁰ 譲渡先が配偶者、直系血族又は二親等以内傍系血族である場合、又は当局（内政部）が公告した特殊な事情で地方政府に認められた場合

¹¹ 違反した場合、取引の戸数・棟数ごとに 50 万 NTD から 300 万 NTD の過料が科されます（本条例 81 条の 3 第 1 項）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

布により不動産取引価額に影響を与える行為、②不動産取引が活発に行われているように見せかけるために他人と通謀して取引を行い又は虚偽の取引を行う行為、③自ら又は他人の名義で、複数の者と共同で、規制に違反して不動産を販売し、継続的に購入したり、又は不動産の価格を吊り上げて転売したりして、且つ明らかに市場秩序に影響を及ぼし、又は転売を独占することによって利益を得る行為等を行ってはならないとしました（本条例 47 条の 5）¹²。

(3) 私法人による住宅用建物購入の事前許可制等の整備

本条例は、住宅用建物が私法人の投機的売買の対象とならないように、新たに、私法人による住宅用建物の購入に制限を設けました。即ち、私法人が住宅用建物を購入する場合、一定の場合¹³を除き、原則として事前に利用計画書等を提出し、当局の許可を取得する必要があるとされました。また、私法人が購入するにあたり、事前に許可を取得することが必要な住宅用建物については、私法人が短期間で価格を吊り上げて譲渡等を行うことを防ぐため、原則として不動産登記手続完了後 5 年の間は、住宅用建物の移転、譲渡又は予告登記をすることができないとされました（本条例 79 条の 1）。

(4) 摘発報奨金制度の整備

台湾では、SNS や LINE 等を通じて情報を流し、不動産取引を行うケースが見られますが、このような手法で違法な行為が行われた場合、当局の調査が困難になります。そこで、本条例では、新たに、不動産の販売、売買又は実勢価格登録の申告にかかる法規違反について当局に摘発し、調査の結果摘発内容が真実であることが確認され、過料の処分がなされた場合、摘発者に対して、納付された過料の総額のうち一定の金額を報奨金として支払う制度が設けられました（本条例 81 条の 4）。

(5) 解約情報の登録申告

台湾では、親戚や従業員等の名義を借りて売買契約を締結し、解約することで、不動産への需要を実際よりも高く見せかけ、住宅価額を吊り上げることが行われていました。そこで、本条例では、このような取引を防ぐために、新たに、造成工事完了前の住宅についての売買契約が解約された場合、販売者又は不動産仲介業者は解約日から 30 日以内に当局に登録申告を行う必要があるとされました（本条例 47 条の 3 第 2 項）¹⁴。

¹² 違反した場合、取引の戸数・棟数ごとに 100 万 NTD～5,000 万 NTD の過料が科されます（本条例 81 条の 3 第 2 項）。

¹³ 内政部の公告する「許可の取得が免除される状況」に該当する場合をいうとされていますが（本条例 79 条の 1）、同公告は本書日時点で未公表です。

¹⁴ 違反した場合、取引の戸数・棟数ごとに 3 万 NTD～15 万 NTD の過料が科されます。是正命令を受けても申告を行わない場合、最大 30 万 NTD～100 万 NTD の過料が科されます（本条例 81 条の 2 第 2 項）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

3. 知的財産案件審理法の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、塩崎 耕平

台湾の立法院は、2023年1月12日に「知的財産案件審理法」¹⁵の改正案を可決しました（施行日は、2023年8月30日の予定です。）。今回の改正は、知的財産案件審理法が施行されてから14年間で、改正対象の条文数が最も多くなっており、改正のポイントは以下の5点到整理されます。

(1) 裁判管轄の変更

改正前は、知的財産案件に関する民事・行政事件の第一審の管轄権を、知財・商業裁判所と地方裁判所の両方が有することとしており、知財・商業裁判所の専属管轄ではありませんでした。今回の改正では、知的財産に関する民事事件（特許法、商標法、著作権法、営業秘密法、公平取引法等の法律で保護される知的財産権に関する民事事件のことを指します。以下同じです。）及びその他法律の規定・司法院の指定により知財・商業裁判所が第一審訴訟の管轄となる事件について、合意管轄又は応訴管轄の場合を除き、知的財産裁判所の専属管轄に属することが規定されています（9条）。

なお、知的財産に関する刑事事件について、今回の改正では、①窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為などの一般的な営業秘密侵害罪に関する第一審の刑事訴訟は、知財・商業裁判所が管轄権を有し、②台湾の安全保障や経済発展に関わる核心的重要技術の営業秘密を侵害する行為については、控訴審の知的財産法廷が第一審の審理を行うことが定められています（54条2項）。

(2) 営業秘密の保護強化

① 訴訟記録の閲覧等制限

訴訟においては、一方当事者が提出した書類は、他方当事者にも開示されることが一般的です。しかし、知的財産案件においては、提出証拠は企業にとって重要な営業秘密が記載されている可能性が相応にあります。そこで、今回の改正では、営業秘密が審理の対象になる場合に、当該秘密に関する記録の閲覧謄写を禁止・制限することができる旨の規定が新設されました（32、33、46、55条）。なお、当事者又は利害関係者が、匿名化や暗号化などにより、自己の営業秘密を他者が識別することができないようにすることを要求することも認められるようになりました（56条）。

② 秘密保持命令違反罪の罰則引き上げ等

今回の改正によって、秘密保持命令違反罪の罰金は、従来の10万NTDから、100万NTD以下へと引き上げられ、秘密保持命令違反が親告罪から非親告罪になりました。また、秘密保持命令違反罪の罰則は、外国・中国・香港・マカオにおいて同罪を

¹⁵ 中国語「智慧財産案件審理法」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

犯した場合でも適用されることが規定されています（72条）。

(3) 審理の効率性の向上 - 強制代理制度及び計画審理の導入

今回の改正では、以下の知的財産に関する民事事件の裁判手続きにおいては、必ず弁護士が代理しなければならないとされています。①：訴額が150万NTDを超える第一審訴訟、②：特許権、プログラムの著作権、営業秘密の侵害に関する第一審訴訟（訴額の多寡を問わない）、③：控訴審訴訟、④：起訴前証拠保全の申立等、⑤：①から④の再審請求事件、⑥：上告審（10条）。

特許権、プログラムの著作権、営業秘密の侵害に関する第一審訴訟などの事件では、必要に応じて、裁判所と当事者は協議に基づいて、①争点整理の期間、②証拠調べの方法、順序及び期日を定めることができます。また、審理計画に照らし、時機に遅れて提出された主張立証について、審理の円滑な進行を妨げない、又は帰責事由がないことの疎明がない限り、裁判官が職権で却下することができます（18条）。

(4) 証拠の収集方法の多様化 - 査証及び専門家証人制度の導入

今回の改正で、特許権、プログラムの著作権、営業秘密の侵害に関する訴訟において、中立、かつ専門知識を有する査証人が権利侵害にかかる立証に必要な調査を行い、その証拠を収集するための手続きである「査証制度」が新たに導入されました（19条～27条）。

また、商業事件訴訟と同様、知的財産に関する民事事件においても、当事者が、裁判官の許可を得た上で、科学・技術などの専門知識を有する専門家証人による専門的な意見を提出することができる「専門家証人制度」が規定されています（28条）。

(5) 紛争の効率的・適正な解決

台湾では、特許権の有効性について、行政機関である台湾知的財産局（TIPO）の無効審判¹⁶と司法機関である裁判所の無効判断という2種類の争い方が併存しており、両者の判断が相違することもありました。このような事態を回避するために、今回の改正では、侵害事件で被告が原告の特許に対し無効の抗弁を主張した場合、裁判所はTIPOに対して、その旨を通知することとし、その訴訟手続が終了したときも、その旨をTIPOに通知するという両機関間の情報交換制度を設けました（42条）。

なお、第三者による取消訴訟を防止するために、知的財産に関する民事訴訟を提起したときには、知的財産に関し独占的かつ排他的に実施できる権利を有する者にその旨を通知しなければならないことが規定されています（45条）。

また、同一当事者間での紛争の蒸し返しを防ぎ、紛争の一回的解決を図ることを目的に、既に確定した侵害訴訟判決について、敗訴者（侵害者）が、新たな無効理由を発見した場合であっても、再審事由に該当しないことが規定されました（49条）。

¹⁶ 中国語「舉發」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

4. 気候変動対応法の全面改正、2023年再エネ調達価格及び算定方法の公表

執筆担当：呉 思定、水本 真矢

(1) 気候変動対応法の全面改正

2023年2月15日、「温室効果ガス削減・管理法」¹⁷の全面改正案が公布されました。これにより、法律の名称も「気候変動対応法」¹⁸（以下、「本法」）に変更されています。本法では、2050年までに台湾における二酸化炭素などの温室効果ガス¹⁹の排出量を実質ゼロにする目標が明記され（3条1号、4条）、これを達成するための施策が定められました。以下では特に注目される施策をご紹介します。

①炭素費の徴収に関する改正

本法は、新たに炭素費を徴収することを定めました。直接排出源²⁰、間接排出源²¹に対してそれぞれ段階に分けて炭素費を徴収することとされています。どのように炭素費を算出するか具体的な算式は本書日現在公表されていません（炭素費を算定するための徴収率は主務機関の審議会で決定されることとされています（28条））。

主務機関の説明によれば、第一段階の徴収対象は、主務機関が定める一定の換算式の下で計算した二酸化炭素排出量が年間2.5万トン以上となる鉄鋼・セメントメーカーや半導体製造事業者等500超の事業者を想定しているとのこと²²。

他方、徴収対象事業者が低炭素燃料への切り替えなどによって排出量を有効的に改善できる場合、「自主削減目標」を提出し、優遇徴収率の適用を申請できるとされています（29条、30条）。

②台湾版炭素国境調整メカニズム

本法では、台湾版炭素国境調整メカニズムが新たに定められました。台湾域内の事業者が主務機関が公表する製品を輸入する場合、製品の炭素排出量の申告を事業者が義務付け、主務機関により確定された輸出国の当該製品に関する適用排出コストを踏まえて、輸出国における排出コストが台湾における排出コストよりも低い場合、輸入事業者において差額分を負担（主務機関の公式プラットフォームでクレジットを購入するか、主務機関に対して直接付加金を納付することにより負担することが想定されています。）しなければならないとされました（31条）。

③カーボンフットプリントの算定申請義務及び商品表示義務に関する改正

本法は、主務機関が、一定の商品の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、指定の期限までに主務機関にカーボンフットプリントの算定を申請し、確定されたカー

¹⁷ 中国語「温室氣體減量及管理法」

¹⁸ 中国語「氣候變遷因應法」

¹⁹ CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃他主務機関により公表されたもの

²⁰ 直接排出源とは、直接的に温室効果ガスを大気中に排出するユニットもしくはプロセスの所有者、管理者又は使用者（例：事業用自動車を所有する事業者）をいいます。

²¹ 間接排出源とは、電力の使用で間接的に温室効果ガスを大気中に排出するユニットもしくはプロセスの所有者、管理者又は使用者（例：電力の契約者）をいいます。

²² 「炭定價碳費先行 環保署 112 年討論徵收對象、費率」中央社、2022年12月28日。「氣候變遷因應法三讀」徵碳費專款專用 2050 淨零排放」自由時報、2023年1月11日。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

ボンフットプリントを商品に表示しなければならない旨定めることができるとしました（37条）。

主務機関は、2023年8月中旬頃までに炭素費の徴収対象事業者、徴収率、炭素費の徴収を開始する時点、輸入時の炭素排出量の申告義務対象製品及びカーボンフットプリントの算定申請義務対象商品・事業者などに関する下位法令を制定する予定とのことです²³。

(2) 2023年の再生可能エネルギー発電の固定価格買取制度（FIT）買取価格及び算定方法の公表

台湾では、再生可能エネルギー発電事業への事業者の参画を促進するため、再生可能エネルギー発電の固定価格買取制度（FIT）が存在しています（再生可能エネルギー発展条例9条）。政府は、毎年FIT買取価格を発表しており、2023年1月6日に2023年1月1日以降に適用される価格を公表しました²⁴。

5. タバコ害防止法の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、森 琢真

台湾の立法院は、2023年1月12日に「タバコ害防止法」²⁵の改正案を可決しました（たばこ警告表示（9条2項）等を除き、2023年3月22日施行）。改正案では喫煙の禁止年齢を18歳未満から「20歳未満」に引き上げる（16条）ほか、電子タバコをはじめとする各種の「類菸品」（タバコ類似のもの。ニコチンを含むかどうかを問わず、従来とは異なる原料又は従来のタバコ原料の物理的状態を改変した原料を使って喫煙を模倣した行動を可能にする電子製品や非電子製品。3条1項2号）を本法の適用対象に加え、その製造、輸入、販売、供給、展示、広告、使用を全面的に禁止します（15条）。また、たばこ包装に記載しなければならない健康被害に関する警告文・画像の面積を包装（正面・裏面それぞれ）の35%から50%に拡大します（9条）。

なお、禁煙地区を大学、専門学校、保育施設（託児所を含む）などに広げるほか、バー、ナイトクラブも禁煙施設とします（原則は屋内禁煙となりますが、喫煙室の設置が可能です。）（18条）。

²³ 行政院環境保護署「立法院三讀修正通過氣候變遷因應法 啟動落實淨零排放」

<https://enews.epa.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/c7407c7d-70b6-48a0-ab2d-852f3067a556>

²⁴ 2023年度FIT買取価格の詳細は、

https://www.moeaboe.gov.tw/ECW/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=41&news_id=29288 をご参照ください。

²⁵ 中国語「菸害防制法」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

6. 台湾版 CHIPS 法（産業創新条例の改正）

執筆担当：呉 思定、水本 真矢

2023年1月19日、「台湾版 CHIPS 法」と呼ばれる半導体や5G等の先端産業を支援する「産業創新条例」²⁶10条の2及び72条の改正案が公布されました。なお、本改正は期間限定の措置であり、その施行期間は同条例72条6項の規定により2023年1月1日から2029年末までとされています。

本改正は、台湾で技術革新かつ国際サプライチェーンにおいて重要な地位を占める企業について、先端技術研究費と先端プロセスに用いる新規の機器や設備の購入費の一部を、条件付きで当該年度の法人税（営利事業所得税）から控除することとしています²⁷。

本改正の適用条件、申請手続及び申請期限等を定めた下位法令は、今年の7月下旬までに制定される予定です²⁸。

II. コラム 台湾におけるスクイーズアウトの実務

執筆担当：紀 鈞涵、呉 思定、鈴木 幹太

1. スクイーズアウトを実施する背景

台湾において、既存の上場子会社又は買収する台湾上場会社を最終的に100%子会社化するケースが比較的多くみられます。実際に、日本企業が既存の台湾の上場子会社を100%子会社化するケース²⁹、台湾の上場会社を買収後、直ちに100%子会社化するケース³⁰が存在します。出資先の台湾会社に自社グループ以外の株主が存在する状況では、親子会社間のコンフリクトの状況が生じる可能性が高く、これに対して、出資先の台湾会社を100%子会社化することができれば、他株主の利益、意向に配慮する必要はなくなり、台湾会社と本社を含むグループ企業の連携を深めやすく、シナジーの最大化を図りやすくなります。このため、具体的な状況にもよりますが、資金調達、台湾市場における知名度向上等、出資先の台湾会社で上場を維持するメリットに比べて、上記のデメリットが大きくなるケースにおいて、スクイーズアウトを行い、

²⁶ 中国語「産業創新條例」

²⁷ 詳細は、[MHM TAIWAN NEWSLETTER 2022年12月創刊号\(Vol.1\)](#) 3-4ページ「II. 3. 台湾版 CHIPS 法案に関する行政院會議決定」をご参照ください。

²⁸ 經濟部「立法院三讀通過產創條例第10條之2及第72條修正案」：<https://www.moeaidb.gov.tw/ctrl?PRO=news.rwdNewsView&id=42164>

²⁹ 例えば公表事例として、以下が存在します。

株式会社日立製作所による永大機電工業股份有限公司の完全子会社化

<https://www.hitachi.co.jp/New/cnews/month/2022/04/0421.pdf>

株式会社有沢製作所による新揚科技股份有限公司（Thin Flex Corporation）の完全子会社化（本稿3にて、詳述）

<https://www.arisawa.co.jp/jr/news/data/20211221JP.pdf>

³⁰ 株式会社博報堂 DY ホールディングスによる GROWWWW Media Co., Ltd.の公開買付による株式取得及び100%子会社化

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/2433/tdnet/1801423/00.pdf>

MHM TAIWAN NEWSLETTER

出資する台湾上場会社を 100%子会社化するケースがみられます。

2. スクイーズアウトのスキーム

台湾で、スクイーズアウトの際、用いられるスキームとして、最近では、実務上、①現金を対価とする株式転換（日本会社法上の株式交換、株式移転に類似する組織再編行為。対象会社の発行済み株式の全てが、他社に譲渡され、当該他社から、対象会社の株主に対して、対価として、株式、現金等が交付される行為をいいます（企業 M&A 法 4 条 5 号）³¹、②現金を対価とする合併（スクイーズアウトの対象となる台湾会社と別の台湾子会社を合併させ、対象となる台湾会社の株主に対価として現金を交付するスキーム）が多いといえます。この他、③（分割会社・譲渡会社の解散・清算を伴う）会社分割・事業譲渡、④減資等も考えられますが、一般論としてはハードルは高く、実例は多くありません。上場会社等の公開発行会社³²を対象とする場合、実務上、公開買付と上記①、又は②の組み合わせが検討されるケースが多いと考えられます。

3. 事例紹介と分析

上記 1. 及び脚注 29、30 に記載のとおり、日本企業が台湾の子会社を対象としてスクイーズアウトを実施した事例は、一定数存在します。本稿ではその中から、既存の台湾上場子会社の 100%子会社化を実施した事例として、株式会社有沢製作所（以下、「有沢製作所」）が新揚科技股份有限公司（ThinFlex Corporation、以下「ThinFlex」）を完全子会社とした事例（以下、「本スキーム」）を紹介します。

(1) 背景

公開資料³³によれば（以下、同じ）、ThinFlex は、台湾証券店頭売買センターにおいて株式が上場されていた公開発行会社であり、本スキーム実施前に、有沢製作所が ThinFlex の約 52.30%の株式を保有していたとのことです。両社は共に、フレキシブルプリント配線板材料等を開発製造販売しており、得意とする製品及び主要取引先・市場の両面で棲み分けがなされていたとのことです。有沢製作所は、ThinFlex の株式の公開買付を行い、株式保有割合を 84.5%とした上で、その後現金対価の株式転換により、ThinFlex を完全子会社としました。有沢製作所は、完全子会社化を実施する理由として、「今後予想される競争の激化を見据え、開発・営業・製造のあ

³¹ 詳細は、「台湾ビジネス法務」（商事法務、2022 年 12 月）64 ページをご参照ください。

³² 公開発行会社とは、証券主管機関に公開発行の申請を行い、その申請を完了した株式会社を指します。台湾における一般的な公開発行会社としては、台湾証券取引所に上場している上場会社、証券店頭売買センターのメインボードに上場している店頭公開会社、及び新興市場に上場している上場店頭公開準備登録会社があります。

³³ <https://www.arisawa.co.jp/jp/ir/news/data/202012021.pdf>
<https://www.arisawa.co.jp/jp/ir/news/data/202101271.pdf>
<https://www.arisawa.co.jp/jp/ir/news/data/202112211JP.pdf>

MHM TAIWAN NEWSLETTER

らゆる面において両社それぞれの強みを活かした協力関係を深化させ競争力を強化するとともに、中華圏を主体としたアジアにおける周辺事業領域を含めた成長を取り込むことが必要」とし、さらに「今回の買収の戦略的意義は、(1) プリント基板材料市場における当社のプレゼンスの継続的な強化、(2) 当社の海外販売チャネルを通じたグローバル市場への製品提供の拡大、(3) 当社と ThinFlex の再編により、製造プロセスや経営面でのシナジー効果をより一層活用することにある。」旨説明しています。

(2) 実施手続きとスケジュール、本スキームの概要

本スキーム実施の主な手続きとスケジュールは以下のとおりでした。

	日付、期間	実施内容
第1段階 公開買付	2020.11.26	買収価格に関する専門家意見の提出【有沢製作所】
	2020.12.02	取締役会決議（公開買付）【有沢製作所】
	2020.12.08～2021.01.26	公開買い付け期間
	2021.01.26	公開買い付け成立
	2021.02.02	株式譲渡実行日
第2段階 株式転換	2021.07.15	専門家意見の提出【ThinFlex】
	2021.07.19	監査等委員会の承認【ThinFlex】
	2021.07.19	株式転換契約の締結【有沢製作所、ThinFlex】
	2021.09.10	株主総会決議（株式転換及び上場廃止等）【ThinFlex】
	2021.12.20	株式転換基準日・上場廃止日
	2021.12.28	株主に対する現金支払日

本件では、公開買付の一株あたりの買収価格は 36NTD³⁴、買付価額の総額は、約 42 億円でした。また、株式転換時の一株あたりの買収価格は、40NTD（1 株あたり 1.6NTD の配当相当額を含む）で、買収額の総額は約 25 億円でした。

(3) 分析

外国企業、特に日本企業を直接第1段階の公開買付者と第2段階の株式転換の主体としたことが本件の一つ目の特徴です。この点、台湾会社を完全子会社とする案件では別の台湾現地法人を買付者等とする形で、対象となる台湾会社の完全子会社化を実現するケースも少なくありません。最終的に日本企業が直接買付者等となる

³⁴ なお、基準日である 2020 年 11 月 25 日前の 10 日間、20 日間、30 日間の ThinFlex 株式の市場取引価格（終値）の調整後価格の平均は、それぞれ 30.89NTD、29.58NTD、28.8NTD でした。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

か、台湾子会社を買付者等とするかは、スクイズアウトの対象となる台湾会社の出資者の状況、受け皿となる台湾子会社の有無等、具体的状況に応じて、ケースバイケースで判断することになるものと考えられます。

本スキームにおいて、公開買付段階で、すでに約 2 割のプレミアムを上乗せした価格が提示されたことから、公開買付に応募してきた少数株主が相当数ありましたが、公開買付後の有沢製作所の保有株式割合は発行済株式総数の 84.5%でした。

第二段階の現金対価の株式転換について、会計事務所が公開買付の際の買取価格を算定した時期から、一定期間経過後に株式転換のための価格算定が行われたということもあり、実際に、公開買付説明書に添付された会計事務所の価格合理性意見書の価格と株式転換の臨時総会の際に配布された会計事務所の価格合理性意見書の価格には差があり、後者の価格が高い状況でした。このため、実際の買取価格も、公開買付時点の価格より、株式転換時点の価格が少し高くなっています。実務としては、公開買付説明書において、公開買付時の買取価格と、株式転換時の買取価格は、原則として同じとする意向であると説明しつつ、市場価格等の動向を踏まえ、株式転換時点の買取価格を調整する旨を付記するケースがみられます。

文献情報

- 書籍 『台湾ビジネス法務』（2022 年 12 月刊）
出版社 株式会社商事法務
編者 森・濱田松本法律事務所 台湾プラクティスグループ
著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、紀 鈞涵、蘇 春維、鄭 鈺璇、吳 思定

セミナー情報

- セミナー 『台湾ビジネス法務出版記念セミナー 第 2 回 台湾の会社法・コンプライアンスに関連する実務のポイント・留意点』
開催日時 2023 年 3 月 31 日（金）
講師 石本 茂彦、鈴木 幹太、紀 鈞涵
主催 森・濱田松本法律事務所

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com